



モクレン



事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

3月

(弥生) MARCH
20日・春分の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	2	16 30
月	3	17 31
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

3月の税務と労務

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 国 税／令和6年分所得税の確定申告 | 国 税／1月決算法人の確定申告 |
| 告 2月16日～3月17日 | (法人税・消費税等) 3月31日 |
| 国 税／個人の青色申告の承認申請 | 国 税／7月決算法人の中間申告 |
| | 3月31日 |
| 国 税／贈与税の申告 | 国 税／4月、7月、10月決算法人の消 |
| | 費税等の中間申告 |
| 国 税／2月分源泉所得税の納付 | (年3回の場合) 3月31日 |
| | 3月10日 地方税／個人の都道府県民税、市区 |
| 国 税／個人事業者の令和6年分消 | 町村民税、事業税(事業所 |
| 費税等の確定申告 3月31日 | 税)の申告 3月17日 |

ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。

要注意！消費税の届出書

「消費税等」は、法人・個人事業者問わず、国内で行った「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務提供」に対して、免税又は非課税とされるものを除き課税される税金です。

課税対象となる取引は幅広く、取引価額の決定や見込み利益額の算出に当たって、消費税

とのできない重要な要素です。

そして、消費税等の処理に当たっては、課税事業者・免税事業者の選択や、簡易課税率制度の選択、適格請求書発行事業者の選択など、税務署に届出をすることにより適用可能となる制度が多く設けられています。これらの届出書の提出を失念して多額の納税を余儀なくされたり、逆に消費税等の額の還付を受けられなくなったりするトラブルは後を絶ちません。

今回は、実務上、特に注意を要する消費税等の届出関係の留意事項を見ていきます。

(2) 選択課税事業者（免税事業者）。

免税事業者が「選択届出書」（以下「選択届出書」）を提出した場合、その選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後は課税事業者になることができます（選択課税事業者）。

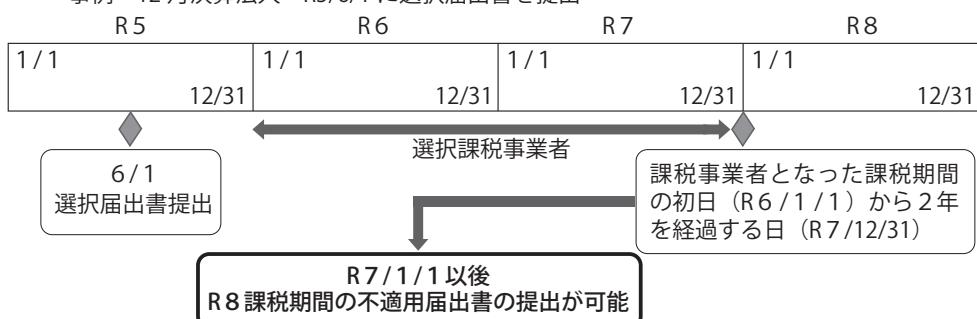
1 課税事業者選択不適用届出書・ 課税事業者選択届出書

(1) 課税事業者と免税事業者

消費税の納稅義務者は、原則として、その課税期間の基準期間（法人は前々期・個人事業者は前々年分）の課税売上高が1千万円を超える事業者（課税事業者）です。したがって、その課税期間の基準期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出することができます。

選択課税事業者は、その後、「課税事業者選択不適用届出書」（以下「不適用届出書」）を提出することにより、選択課税事業者をやめることができます。しかししながら、不適用届出書は、選択課税事業者となつた課税期間の初日から2年を経過する日を経過する日（R7/12/31）まで、R7/1/1以後R8課税期間の不適用届出書の提出が可能

表1 選択届出書・不適用届出書の提出
事例・12月決算法人 R5/6/1に選択届出書を提出



(3)

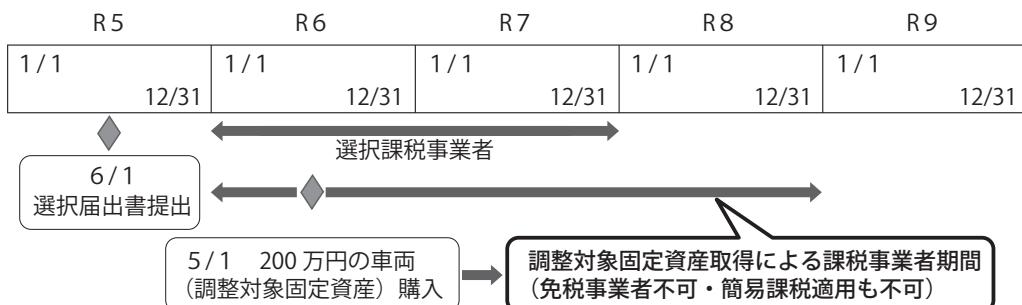
選択課税事業者の注意点

資産等に係る消費税等の還付を受けたとしても、翌課税期間も課税事業者として継続して消費税等の納税を行うことになりますので、課税事業者の選択に当たっては2課税期間の通算で納税額と還付額を比較するなど、慎重な検討が必要です。

更に、選択課税事業者になつた課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間において、棚卸資産以外の資産で税抜価額が100万円以上の資産（以下「調整対象固定資産」）を課税仕入れした場合は、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者になることも簡易課税制度の適用を受けられることもできません。【表2】

表2 調整対象固定資産の取得

事例・12月決算法人 R5/6/1に選択届出書を提出 R6/5/1に200万円の車両を購入



2 消費税簡易課税制度選択 届出書

(1) 簡易課税制度とは

基準期間の課税売上高が5千万円以下の事業者は、課税売上に応じた「みなし仕入率」（40%～90%）を乗じて仕入控除税額を算出する簡易課税制度を適用することができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として適用を受けようとする課税期間が開始する日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税届出書」）を提出する必要があります。そして簡易課税制度を選択した場合、2年間は継続して適用しなければなりません。

(2) 簡易課税制度の注意点

簡易課税届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5千万円を超える場合には、その課税期間については簡易課税制度を適用することができません。ただし、その場合でも、当初提出した簡易課税届出書の効力は失われず、その期間の課税売上高が5千万円未満になると簡易課税制度を適用することができる場合です。

以下になつた課税期間については、再び簡易課税制度を適用しなければなりません。

このことを失念し、簡易課税届出書の提出後、課税売上高が5千万円を超えて一般課税を適用していた事業者が、基準期間の課税売上高が再び5千万円以下となつた課税期間について一般課税により消費税等の還付を受けたところ、税務署から簡易課税届出書が提出されていることを指摘され、多額の追徴課税を受けた事例も発生しています。特に経理担当者が交代した場合などは、このようなトラブルが起きる可能性があるので、十分な注意が必要です。

3まとめ

【参考資料】
国税庁
消費税の
届出書等について



税金クイズ

検察事件の一審判決で、有罪判決の割合は次のうちどれでしょうか？

- ① 50%
- ② 75%
- ③ 100%

【解説】

検察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す「一罰百戒」の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

令和5年度においては、特に、消費税事案や無申告事案、国際事案などを重点事案として全国で154件の検察調査に着手し、前年からの継続事案を含め151件を処理（検察庁への告発の可否を判断）、うち101件を検察庁に告発しました。告発し

た事案に係る脱税総額は89億円であり、1件当たりの脱税額は8,800万円でした。

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模で費消をしていた事例もあり、その使途としては、①高級車両の購入、②有価証券等への投資、③暗号資産の購入、④競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル、⑤飲食等の交際費・遊興費などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、①天井裏、②階段下収納、③蔵に置かれた木箱、④銀行の貸金庫に現金を隠していた事例がありました。

令和5年度中の一審判決は83件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち9人に実刑判決が出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、検察事件単独で懲役4年、他の犯罪と併合されたもので懲役6年でした。

—— 正解は、③100%でした。

（出典：国税庁ホームページ）

離婚して土地建物などを渡したとき

夫婦が離婚したとき、一方から他方に財産を渡すことを財産分与といいます。財産分与が土地や建物などで行われたときは、夫婦が離婚したときに譲渡所得が課税されますが、財産分与した人に譲渡所得が課税されます。例えば、夫婦が協力的に得た夫名義の不動産（時価4千万円、購入時2千万円）があり、財産分与の割合は $\frac{1}{2}$ とします。夫は妻に持分 $\frac{1}{2}$ （時価

2千万円）を移転して財産分与しました。夫は購入時の $\frac{1}{2}$ である1千万円相当の分与で2千万円の財産分与義務を消滅させました。夫は購入時の $\frac{1}{2}$ である1千万円に譲渡所得が課税されます。理解しにくいかもしれません。夫が持分の $\frac{1}{2}$ （1千万円相当）を2千万円で売却し現金で妻に分与しようとすると、売却益が、1千万円が譲渡所得として課税されます。これと同じと考えれば納得できるかもしれません。

KEY WORD

法人税

消費税等の損金算入の時期

事業者がすべての取引について税込経理方式を選択適用した場合には、課税売上げに対する消費税等の額は収益の額に含まれ、また、課税仕入れに対する消費税等の額は仕入金額や経費などの額に含まれます。

このため、納付すべき消費税等の額は、租税公課として損金の額に算入しますが、この場合の損金算入時期は、原則は、その申告書が提出された日の属する事業年度です。例えば、令和7年3月期の法人税・消費税の申告書を同年5月に提出したら、令和8年3月期の損金となります。

しかし、法人が申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金に計上した場合は、その計上した事業年度の損金の額に算入します。上記の例では、令和7年3月期において「租税公課／未払金」とした場合は、同事業年度の損金の額に算入することになります。